

---

# 県民健康管理調査

---

*Fight!*  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

福 島 県  
福島県立医科大学

# 「県民健康管理調査」について

福 島 県  
福島県立医科大学

## 1 目的

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による県内の放射能汚染を踏まえて、長期にわたり県民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を福島県立医科大学に委託し、実施しております。

この健康管理調査を通して、継続的な調査・健診を実施し、健康被害の早期発見、早期治療、さらには研究・教育・診療体制を整備しながら、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていくことを目的としております。

## 2 推進体制

放射線被ばく対応に関する有識者で構成する福島県「県民健康管理調査」検討委員会の指導・助言のもと、福島県と一体となり推進していきます。

また、福島県立医科大学では、9月1日に、放射線医学健康管理センターを立ち上げ、推進体制の強化を図りました。（図1 推進体制参照）

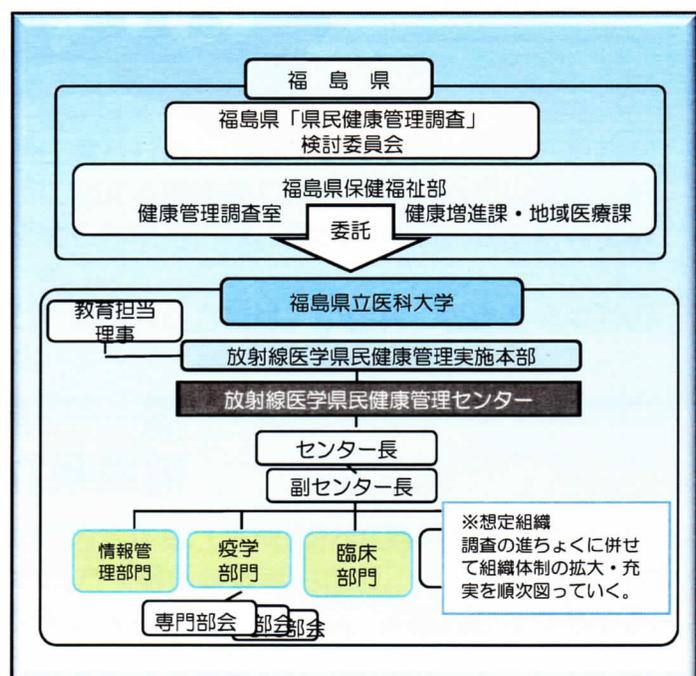
今後は、県民健康管理調査の進捗に併せて、順次組織の拡大・充実を図っていくこととしております。

## 3 調査スキーム

福島県「県民健康管理調査」は、全県民を対象に外部被ばく量の推定を目的とした「基本調査」と、健康状態の把握、健康被害の早期発見・早期治療を目的に健診を中心に行う「詳細調査」により構成されています。（図2 調査スキーム（イメージ）参照）

また、県民健康管理調査から得られた結果について、データベースを構築し、県民の長期にわたる健康管理と治療に活用するとともに、健康管理を通して得られた知見等を次世代に活用することとしております。

図1 推進体制



福島県では、東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえて、県民の将来にわたる健康管理を行い、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする「県民健康管理調査」を実施しております。

その県民健康管理調査において、子どもたちの健康管理を行うため、現時点での甲状腺の状況を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り、本人や保護者の皆様に安心していただくため、甲状腺検査を福島県立医科大学（以下「医大」という。）に委託して、平成23年10月より実施することとしております。

## 1 対象者

平成23年3月11日（震災時）に0歳から18歳までの全県民  
具体的には

- 平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者
- 県外への避難者も含まれます。

※ 本検査は保護者の同意のもと実施いたします。

## 2 検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり（結節性病変）等が認められた場合は、医大附属病院等において二次検査（採血、尿検査、細胞診等）を行います。

## 3 実施計画

平成23年10月から平成26年3月までに、先行検査として対象となる全県民に検査を行います。

また、平成26年4月以降は、本格検査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る予定です。

（※詳しいスケジュール等は次頁に記載しております。）

## 4 検査結果について

検査結果については、後日保護者の皆様に直接ご回答することとしております。

また、データは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前や検査結果が公表されることは一切ありません。

## ■スケジュール及び対象者

|           | 事項               | 時期                   | 実施場所   | 対象者  |
|-----------|------------------|----------------------|--|--|
| 検査<br>1回目 | ↑<br>先行検査        | 平成23年10月<br>～11月     | 福島県立医科大学   | 計画的避難区域（以下「先行区域」という。）の対象者の一部（川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村）   |
|           | ↓<br>全 県<br>先行検査 | 平成23年11月<br>～平成26年3月 | 保健センター、公民館、<br>学校等の施設<br>（検討中）<br>〔福島県立医科大学医師<br>等の派遣、県内外の医<br>師等の協力により実施〕 | 先行区域内の未実施者<br>及び先行検査以外の対象者                       |
| 2回目<br>以降 | 全 県<br>本格検査      | 平成26年4月<br>以降        | 県内の検査拠点施設や県<br>外の医療機関等   | 上記「対象者」全員<br>※20歳までは2年ごと、<br>それ以降は5年ごとに検査<br>を実施 |

※全県先行検査以降の実施場所、対象者等については、後日、決定のうえ、お知らせします。

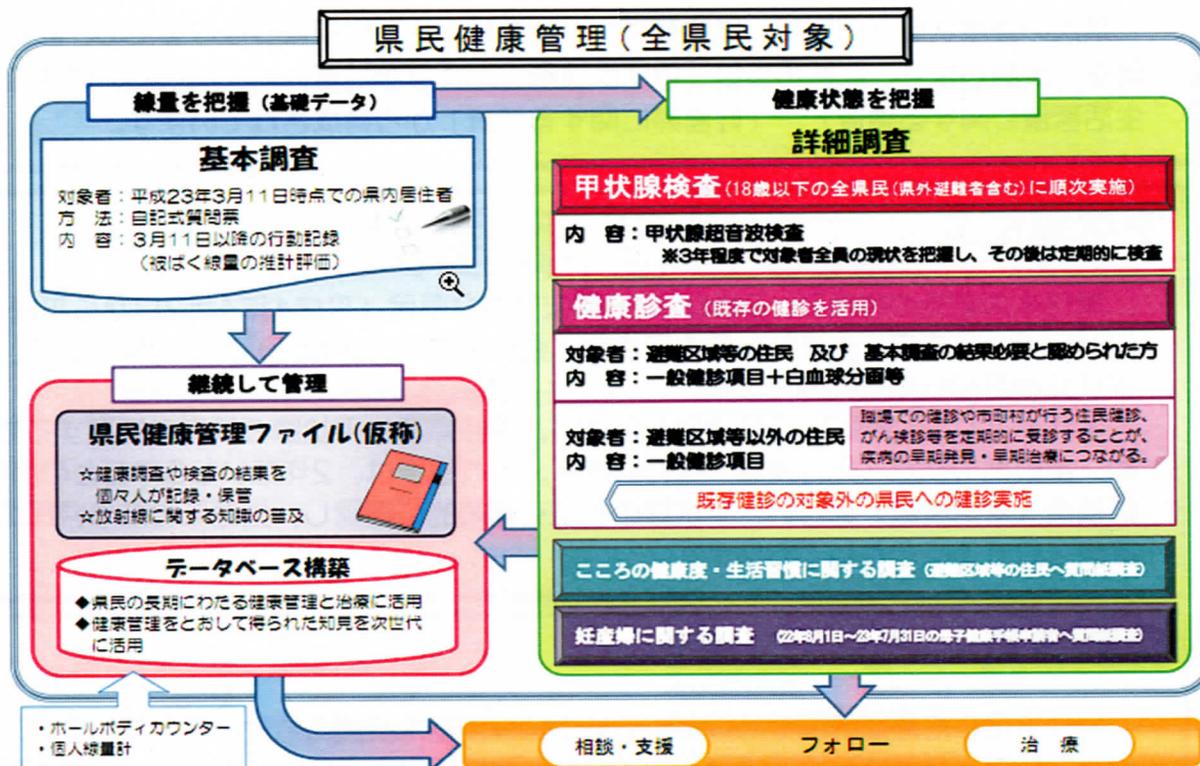
### 【参考】甲状腺検査スケジュール

|             | 実施場所                           | 対象地域 | H23年度   | H24年度 | H25年度 | H26年度<br>以降 |
|-------------|--------------------------------|------|---|-------|-------|-------------|
| 先行検査        | 福島県立<br>医科大学                   | 先行区域 |    |       |       |             |
| 全 県<br>先行検査 | 保健センタ、<br>公民館、学<br>校等（検討<br>中） | 上記以外 |   |       |       |             |
| 全 県<br>本格検査 | 未 定                            | 全 県  |  |       |       |             |

### 【お問い合わせ先】

- **県民健康管理調査全般に関するお問合せ**  
福島県保健福祉部 健康管理調査室  
電話番号 024-521-8219
- **甲状腺検査に関するお問合せ**  
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター  
県民健康管理調査事務局  
電話番号 024-547-1734

図2 調査スキーム (イメージ)



#### 4 基本調査

平成23年3月11日の震災（以下「東日本大震災」という。）時点での県内居住者（全県民）を対象として、外部被ばく量を推定し、今後の健康管理の基礎資料とします。

具体的には3月11日から7月11日までの行動記録（図3問診票イメージ参照）を記載していただくこととしております。

7月より順次全県民に問診票を送付し、回答された問診票は、データ処理を行い、放射能医学総合研究所のご協力を得て、外部被ばく量を推定します。

年内には、問診票を回答いただいた県民に、外部被ばく量の結果を、分かりやすくお知らせすることとしております。

図3 問診票のイメージ

**問診票へのご記入のしかた**

※3月11日から5月25日までは1日ごとに書いてください。

| 期     | 空  | 居住地 | 滞在地 | 滞在時間  |
|-------|----|-----|-----|-------|
| 3月11日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |
| 3月12日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |
| 3月13日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |
| 3月14日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |
| 3月15日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |

**2の記入例**

※3月26日からは、居住地（滞在地）を基本に記入してください。

| 期     | 空  | 居住地 | 滞在地 | 滞在時間  |
|-------|----|-----|-----|-------|
| 3月26日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |
| 7月11日 | 移動 | 居住地 | 居住地 | 1日あたり |

※平日は通勤・通学、土日はスポーツなど、定期的な外出先をご記入ください。  
※外出先が2ヶ所以上ある場合は、主な外出先をご記入ください。  
※外出先の住所はわかるところまでご記入ください。

## 5 詳細調査

県民の健康状態を把握し、健康被害の早期発見、早期治療につなげるため、詳細調査を実施します。詳細調査は「甲状腺検査」、「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」、「妊産婦に関する調査」から構成されています。

### 甲状腺検査

東日本大震災の時点で、0歳から18歳までの全県民（平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者（県外避難者も含む。））を対象として、甲状腺超音波検査を実施します。

本年10月から平成25年度までを目途に、現時点での甲状腺の状況を把握するため、全県民の検査（先行検査）を行います。それ以後は、2年ないし5年ごとの節目に検査（本格検査）を行い、甲状腺の状態を継続的に確認し、生涯にわたり県民の健康を見守ることとしております。

### 健康診査

国が指定した避難区域等の市町村の居住者及び基本調査の結果必要と認められた方を対象として、長期的な健康管理を行うため、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげることを目的に、健康診査を実施します。

職場の健康診断、市町村が実施する総合検診（特定健康診査）など、既存の健診を活用し、一般健診項目に白血球分画等を上乘せして実施することとします。

### こころの健康度・生活習慣に関する調査

国が指定した避難区域等の市町村の居住者及び基本調査の結果必要と認められた方を対象として、こころの健康度や生活習慣に関する調査票により、現時点での健康状態を把握し、相談、支援の必要があると認められた方には、電話相談や訪問面接を実施します。

また、面接により医師の診察が必要と判断された方には、小児科、心身医療科等の協力を得ながら、支援することとします。

### 妊産婦に関する調査

東日本大震災の時点で妊娠されていた県内居住者（平成22年8月1日から平成23年7月31日までに母子健康手帳を交付された方（県外避難者も含む。））を対象として妊産婦に関する調査票により、放射線の影響による不安を把握し、支援の必要があると認められた方には、電話相談などの支援を行うこととします。